

備考1 内未成額又は内転属額を控除したものを計上すること。

- 2 保留とされた箇所に係るものは計上しないこと。ただし、保留解除が行われ、当該箇所について工事費が決定された時は記載事項を変更すること。この場合、変更部分について変更前を赤色で、変更後を黒色で記載すること。
- 3 第2次以後の査定においては、当該査定に係る表と当該査定までの全ての査定に係る表を作成すること。
- 4 工種別内訳のうち、海岸欄、砂防設備欄、地すべり防止施設欄又は急傾斜地崩壊防止施設欄については、該当するものがない場合は省略することができる。